

平成29年度第3回流山市通学区域審議会会議録

- 1 日 時 平成29年8月23日(水)
午前10時～午前11時30分
- 2 場 所 流山市役所第2庁舎2階306会議室
- 3 出席委員 長岡委員、岡村委員、安藤委員、田村委員、平井委員、
稲葉委員、宇佐見委員、井田委員、松原委員、石橋委員、
小泉委員、近江委員、龍田委員、宮原委員
- 4 欠席委員 大重委員
- 5 事務局 後田教育長
小澤学校教育部長
前川学校教育部次長兼課長
上原課長補佐、染谷係長、川名管理主事、吉川管理主事、
下出主事
- 6 議 題
 - (1) 会長、副会長選出について
 - (2) 審議会の公開及び会議録の作成方法について
 - (3) 通学区域について
 - (4) 平成29年度児童・生徒数推計及び想定値について
 - (5) 小山小学校及び八木北小学校の通学区域の見直しについて
 - (6) 新設小学校について
- 7 傍聴人 なし

< 上原学校教育課長補佐 >

ただいまから、平成29年度第3回流山市通学区域審議会を開催いたします。

はじめに、教育長から皆様に委嘱状の交付をさせていただきます。続きまして「会長及び副会長の選出」を行い、その後、「審議会の公開及び会議録の作成方法について」「通学区域について」、そして当審議会の継続審議となっております「小山小学校及び八木北小学校の通学区域の見直しについて」「新設小学校について」を事務局から説明させていただき、皆様に御審議いただく予定となっております。

それでは、後田教育長から委嘱状を交付させていただきます。教育長が皆様の席を回り、順次委嘱申し上げますので、恐縮ですが順番が参りましたら、ご起立願います。

< 教育長 >

(委嘱状を交付する)

< 上原学校教育課長補佐 >

それではここで教育長から御挨拶申し上げます。

< 教育長 >

(あいさつ)

< 上原学校教育課長補佐 >

本日は、委嘱後初めての会議ですので、各委員から自己紹介をお願いします。

< 各委員 >

(自己紹介)

< 上原学校教育課長補佐 >

教育長は、公務のため、本日はこれもちまして退席とさせていただきますので、御了承願います。

(教育長退席)

< 上原学校教育課長補佐 >

次に、本日の会議の成立について御報告申し上げます。

流山市通学区域審議会条例第6条第2項で「会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない」と規定されております。本日の会議は、委員15名中14名の出席、1名の欠席となっており、委員の半数以上の出席ですので、本会議が成立していることを御報告申し上げます。

なお、会議録作成のため録音をさせていただきますので、御了承願います。

資料の1-1を御覧願います。議題1「会長、副会長選出について」ですが、本審議会では現在会長を選出しておりませんので、流山市通学区域審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、委員の互選により会長の選出に入らせていただきます。

なお、本審議会は流山市通学区域審議会条例第6条の規定に会長が会議の議長となると定められておりますが、まだ会長が選出されておられませんので、会長が選出されるまでの間、学校教育部長が仮議長を務めさせていただきます。学校教育部長は仮議長席へお願い致します。

< 小澤学校教育部長 >

しばらくの間、仮議長を務めさせていただきますので、よろしく願いします。

それでは、議題1の会長の選出に入らせていただきます。会長は、審議会条例第5条第2項の規定により、委員の互選によって選出することとなっておりますが、いかがいたしましょうか。御発言をお願いいたします。

< 近江委員 >

前回に引き続き田村委員にお願いすることはいかがでしょうか。

< 小澤部長 >

他に御意見ないようですので、お諮りいたします。

田村委員を会長にすることにご異議ありませんか。

< 他委員 >

(異議なし)

< 小澤部長 >

それでは、異議なしということですので、田村委員、会長をお引き受けいただけますか。

< 田村委員 >

了承いたします。

< 小澤部長 >

ありがとうございます。それでは田村委員に会長を務めさせていただくことで、決定いたしました。田村委員どうぞよろしくお願い致します。皆様のご協力によって無事に会長を選任することができましたので、これをもちまして仮議長の職を解かせていただきます。

< 上原学校教育課長補佐 >

ここからは田村会長に議事の進行をお願い致します。田村会長は会長席へお願い致します。

< 田村会長 >

皆様の推薦により会長に選ばれました田村です。よろしくお願い致します。

それでは、次に副会長の選出ですが、副会長については、流山市通学区域審議会条例第5条第2項の規定では、委員の互選により選出と規定されていますが、いかがいたしましょうか。

事務局に一任するということによろしいでしょうか。

< 委 員 >

(異議なし)

< 前川学校教育部次長 >

それでは、おおたかの森地区の問題が増えてきておりますから、おおたかの森地区社会福祉協議会にいらっしゃる小泉委員にお願いできますでしょうか。

< 小泉委員 >

了承いたします。

< 田村会長 >

それでは、小泉委員よろしくお願いいたします。

< 田村会長 >

あらかじめご報告申し上げますが、流山市では「審議会等の会議の公開に関する指針」を策定し、審議会等の会議は原則公開とする旨規定しておりますことから、本審議会も公開といたしますので、ご了解願います。

なお、本日の傍聴者はおりませんでしたのでご報告します。

< 田村会長 >

それでは、議事に入ります。

議題２の「審議会の公開及び会議録の作成方法について」事務局から説明をお願いします。

< 上原学校教育課長補佐 >

議題２「審議会の公開及び会議録の作成方法について」御説明させていただきます。議題２につきましては、委員の皆さま方には「審議会の公開及び会議録について」のうち「会議録の作成方法について」審議をしていただきたいと思います。

資料２ - １を御覧願います。

審議会の公開については、流山市市民参加条例第８条の「審議会等の会議の公開等」で、「審議会等の会議は、公開とします。ただし、法令の規定により審議会等が非公開とすることができると定められているときは、この限りではありません。」と規定されております。当審議会では他

法令の規定がありませんので、公開とさせていただきますのでよろしく
お願いします。

次に、会議録の作成方法についてですが、流山市市民参加条例第9条
の「審議会等の会議録の作成及び公表」で、「審議会等は、会議を開催し
たときは、会議録又は議事要旨を作成し、法令(条例を含む。)に定め
のある場合を除き、速やかに公表しなければなりません。」と規定されて
おります。資料2-2を御覧願います。流山市審議会等の委員の選任及び
会議の公開等に関する指針第11条の「会議録等の作成」で、「審議会等
は、公開、非公開にかかわらず、会議終了後、原則として1か月以内に、
会議録又は議事要旨を調製しなければならない。」と規定されております。
資料2-1を御覧願います。公表については、流山市市民参加条例第9
条第2項で「会議録及び議事要旨には、会議名、開催日時、開催場所、
出席者氏名等を記載するほか、審議会等の内容について市民等が理解で
きる形式としなければなりません」と規定され、公表の際には発言者を
明らかにすることとされていますことから、会議録などの作成形式、決
裁方法を定める必要がございます。

事務局といたしましては、会議録の作成につきましては、発言の一字
一句を掲載するのではなく、発言の趣旨をまとめた議事要旨という形で
作成したいと考えております。また、作成した会議録の確認方法としま
しては、発言者に要旨を確認後、会長及び副会長に内容を確認して
いただき、決裁を受けるという方法を考えております。

事務局からは以上でございます。よろしく御審議をお願いします。

< 田村会長 >

事務局からの説明がありました。「審議会の公開及び会議録の作成方法
について」のうち、「審議会の公開」については、流山市市民参加条例第
8条で、「会議は公開」と規定されておりますのでよろしくお願いたし
ます。

次に、事務局から説明のありました、「会議録の作成方法について」で
すが、会議録は、会議終了後、原則1か月以内に議事案件を作成しな
ければならないとされております。

事務局の案としまして、形式としては、発言の趣旨をまとめた議事要

旨としたい。その内容の確認方法としましては、発言者の方に要旨を確認後、会長、副会長の決裁を受けたいということですが、委員の皆様の御意見を伺いたいと思います。

< 田村会長 >

特に意見がないようなので、事務局の案としてよろしいでしょうか。

< 各委員 >

(異議なし)

< 田村会長 >

異議なしということですので、会議録の作成については、その方法で進めさせていただきます。

< 田村会長 >

次に、議題3「通学区域について」事務局から説明をお願いいたします。

< 上原学校教育課長補佐 >

委員の皆様方には、これから2年間、通学区域の見直しについて、御審議をお願いするところですが、はじめに通学区域の決め方等の規定について、御説明させていただきます。

関係資料として、資料3-1に関連法令等(抜粋)として「学校教育法施行令」、「学校教育法施行規則」、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」、「小学校施設整備指針」、「中学校施設整備指針」を載せております。

それでは、資料5通学区域についてを御覧願います。

1通学区域を定める規定についてですが、通学区域を定める法律につきましては、学校教育法施行令第5条第2項により、「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。」と定められ、本市では、小学校16校、

中学校 9 校が設置されていますことから、就学すべき小学校、中学校を指定しなければなりません。

資料 3 - 4 を御覧願います。本市の児童・生徒が就学すべき小学校及び中学校の通学区域については「流山市立小学校及び中学校通学区域規則」で定めております。

次に、どのようにして通学区域を決めるかについて御説明いたします。

資料 5 を御覧願います。

2 通学区域についての規定について御説明します。法令として規定はございませんが、文部科学省の学校施設整備指針で、

「小学校」は、

(1) 児童が疲労を感じない程度の通学距離を確保できることが望ましい。

(2) 隣接校の学校規模及び通学区域並びに関連する中学校の通学区域等との適正な均衡を保つことができることが望ましい。

(3) 通学区域を設定する場合には、児童の居住分布等を適正に考慮することが望ましい。とされております。

「中学校」も同様でございます。

次に 3 通学距離の規定について御説明いたします。

通学距離の規定につきましては、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令で、通学距離は「小学校にあってはおおむね 4 Km、中学校にあってはおおむね 6 Km 以内であること。」と定められており、市内の小中学校は同規定に則り、小学校は 4 Km 以内、中学校は 6 Km 以内の通学距離となっております。

次に 4 通学経路について御説明いたします。

通学経路につきましては、法令として規定はございませんが、文部科学省の学校施設整備指針では、通学路について「交通頻繁な道路、鉄道線路等との交差を避けるなど安全な通学経路を確保することができることが重要である。」とされております。

次のページを御覧願います。

5 適正な学校規模について御説明いたします。

学校規模の学級数につきましては、学校教育法施行規則第 4 1 条に「小学校の学級数は、1 2 学級以上 1 8 学級以下を標準とする。ただし、

地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」とし、中学校の学級数については、同規則第79条に「第41条の規定は、中学校に準用する」と規定されております。

また、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条に適正な学校規模の条件に「学級数はおおむね12学級以上18学級まで」とされております。

本市の現状としましては、小学校16校の内、11学級以下が2校、12学級以上18学級以下が1校、19学級以上が13校でございます。

中学校では9校の内、11学級以下が2校、12学級以上18学級以下が5校、19学級以上が2校でございます。

6 地域コミュニティについて御説明いたします。

規程等はありませんが、学校は、町内会、自治会などの各種地域団体の地域活動や防犯・防災活動の拠点としての役割を担っているとともに、教育活動における地域との関わりや防犯上の見守りの重要性等を踏まえて、可能な限り通学区域と地域コミュニティとの整合性を図ることができるよう留意する必要があると考えております。

以上で通学区域の決め方等の規定について、御説明させていただきました。よろしく御審議をお願いいたします。

< 龍田委員 >

学級の適正な規模が12学級から18学級ということですが。上限はないのでしょうか。

< 上原学校教育課長補佐 >

国では規定等で定めておりませんが、確認できた中で、全国過去最大規模の小学校は48学級でした。流山市教育委員会としても48学級が学校運営の限界だと考えております。

< 龍田委員 >

1学級の子どもの数はどのように決まっていますか。

< 吉川管理主事 >

国の学級編制基準では、小学校 1 年生が 1 学級 35 人、2～6 年生が 1 学級 40 人ですが、流山市では千葉県の学級編制基準のもと、1～3 年生が 1 学級 35 人、4～6 年生が 1 学級 38 人。

中学校は 1 学級 35 人、2～3 年生が 1 学級 38 人で編成しております。

< 龍田委員 >

ということは、流山市の場合は小中学校の子どもが増えていることを踏まえると、ますます適正な学級規模に合わなくなっていく、ということですね。

< 田村会長 >

今現在でも適正規模を超えている学校が大半という状況ですね。他に質問がないようですので、次に、議題 4 「平成 29 年度児童・生徒数推計及び想定値について」事務局から説明をお願いいたします。

< 吉川管理主事 >

資料 5 の後の平成 29 年度児童生徒数推計及び想定値をご覧ください。

はじめに、児童生徒数の推計値と想定値の区分けについて御説明いたします。推計値は、平成 30 年度から 32 年度までの 3 年間とし、想定値は、33 年度から 35 年度までの 3 年間としたところです。推計値及び想定値は、平成 29 年 4 月 1 日の住民基本台帳登録者数を基に、土地区画整理事業区域の今後の整備状況や未就学児の増減、指定学校変更、区域外就学、私立小中学校等への就学状況を踏まえて作成したものです。土地区画整理事業区域については、共同住宅をはじめとした建設計画など、不確定要素が大きく 1 年後の 30 年度と 6 年後の 35 年度の信憑性は違いますことから、32 年度までを推計値とし、33 年度から 35 年度までを想定値と区分したものです。この推計値と想定値は、流山市ホームページに公開しています。

1 頁を御覧願います。

各小中学校の児童生徒数の増減が大きい学校について御説明いたしま

す。

はじめに、八木南小学校です。平成29年度は195人、9学級ですが、区域内で土地区画整理事業の施行により、マンション建設が進められ、児童数が増加することが見込まれることから、35年度には460人、17学級と増加傾向が見込まれます。

次に八木北小学校です。八木北小学校においても、土地区画整理事業の施行により、戸建て住宅の建設が進められ、平成29年度は647人、25学級ですが、平成35年度は860人、31学級と増加傾向が見込まれます。

次に新川小学校です。平成29年度は421人、16学級ですが、平成35年度には237人、11学級と減少傾向が見込まれます。

2ページをご覧ください。

はじめに、東深井小学校です。平成29年度は654人、24学級ですが、平成35年度は450人、17学級と減少傾向が見込まれます。

次に鱒ヶ崎小学校です。平成29年度は568人、19学級ですが、平成35年度は780人、24学級と増加傾向が見込まれます。

3ページをご覧ください。

はじめに、西初石小学校です。平成29年度は718人、22学級で、平成32年度までは増加傾向にありますが、以後、平成35年度は670人、22学級と平成29年度と同規模に戻る見込みです。

次に、小山小学校です。小山小学校につきましては、平成29年度は948人、32学級ですが、平成35年度は2,110人、62学級と、新市街地地区に建設されたマンションや戸建て住宅及び今後予定されているマンションの建設により、児童の急増が見込まれます。その対応策として、隣接する八木北小学校との通学区域の見直しについて、今年度第1回当審議会に諮問をさせていただきました。詳細については次の議題でご説明いたします。

次に、流山北小学校です。平成29年度は651人、24学級ですが、平成35年度には490人、18学級と減少傾向が見込まれます。

4ページをご覧ください。

はじめに、南流山小学校です。区域内で土地区画整理事業が施行され、マンションや戸建て住宅の建設により、平成29年度は826人、29

学級ですが、平成35年度は1,460人、46学級と、児童数が急増することが見込まれます。現在、校舎の増築工事中で、平成30年4月から共用開始する予定でありますことから、教室が不足することはないと考えております。

次に、おおたかの森小学校です。平成29年度は1,049人、35学級ですが、平成35年度は2,990人、88学級と急増が見込まれます。

流山おおたかの森駅北口や西口等、未整備の箇所が多く、不確定な部分もありますが、今後のマンション等の建設計画を踏まえると、今後も児童数が増加し、教室が不足することが見込まれることから、平成33年度4月開校を目途に新設小学校の建設が計画されております。新設小学校につきましては、議題6でご説明いたします。

6ページをご覧ください。中学校になります。

はじめに、東深井中学校です。平成29年度は497人、17学級ですが、今後、生徒数が減少し平成35年度には310人、10学級を想定しております。

次に、南流山中学校です。平成29年度は545人、18学級ですが、南流山小学校の児童数の増加に伴い生徒数が増加する見込みで、平成35年度は740人、23学級を想定しておりますが、教室が不足することはないと考えております。

次に、おおたかの森中学校です。おおたかの森中学校は、小山小学校の一部とおおたかの森小学校の通学区域からなることから、両小学校の児童数の増加に伴い、生徒数の増加が見込まれております。平成29年度は366人、12学級ですが、平成35年度には1,220人、36学級と想定されております。今後、新設小学校の建設を踏まえて、中学校においても通学区域の見直しをする必要があると考えております。

このように、小学校及び中学校の児童・生徒数の本市の傾向としては、土地区画整理が実施された南部及び新市街地地区では増加傾向であり、北部地域では減少傾向となっております。

以上で、説明を終了いたします。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

< 宇佐見委員 >

推計値と想定値で分かれています。推計値では、たとえばマンションでH30年度建設予定のものは確実に着工して、H31年度には完成するなどといった情報を把握しているのですか。

< 吉川管理主事 >

都市計画課からマンションの建設計画に関する情報をいただいております。このマンション計画を元に入居戸数と時期を見込んで推計しております。

< 宇佐見委員 >

推計値はほぼ確実性があるけれども、想定値は不確定要素が大きいということですね。

< 龍田委員 >

小学校と中学校の推計は今あったとおりですが、市全体の推計表はあるのですか。

< 上原学校教育課長補佐 >

今手持ちにはありませんので、次回御提示したいと思います。

< 宇佐見委員 >

八木南小学校区内には341世帯程度のマンション建設計画があり、八木南小学校の平成30年度は全体で44名くらい増えていますが、どのように算出しているのですか。

< 吉川管理主事 >

マンションについては、平成24年度～平成26年度の間に新市街地区で建設されたマンションの入居実績に基づき、具体的には1歳児～12歳児が出現した人数と全体の戸数に対する割合、さらに、その中でも各年齢で何割の子どもが出現したかを割り出しています。その出現する割合を、今後建設されるマンションの総戸数に当てはめて児童推計を

実施しています。

< 宇佐見委員 >

マンション戸数 341 に対して 44 名程度の増加だと少なすぎるのではないのでしょうか。

< 吉川管理主事 >

マンションが建設された時の子どもの出現率は 57% で、その中での年齢比率は、0～3 歳児の子どもが最も多く 0 歳が 28.5%、12 歳は 0.4% という割合が出ています。

例えば 400 戸のマンションが建った場合は、マンション戸数の 57% に当たる 228 人の 1～12 歳児が出現してくるものとみています。そのうち 1～3 歳児は約 150 人発生すると見込むことができます。

< 田村会長 >

傾向として、0 歳から 3 歳の未就学児が多く出現するわけですね。

他にご質問等がないようですので、次に議題 5 「小山小学校及び八木北小学校の通学区域の見直しについて」事務局から説明をお願いします。

< 染谷学務係長 >

議題 5 「小山小学校及び八木北小学校の通学区域について」ご説明させていただきます。

議題 4 でご説明したとおり、小山小学校の通学区域については、新市街地地区に建設されたマンションや戸建て住宅及び今後予定されているマンションの建設により、児童数の急増が想定されています。資料 6 をご覧ください。

小山小学校については、校舎が増築され、今年度から使用可能教室数が 47 教室となっておりますが、依然として教室が足りなくなることが見込まれる状況であることから、対応策として八木北小学校との通学区域の見直しを検討し、その見直し案について、今年度第 1 回当審議会に諮問をさせていただいたところです。

2 枚目の地図をご覧ください。

通学区域の見直しを検討する場合、隣接している小学校との境を見直すこととなります。小山小学校に隣接している小学校は、八木北小学校とおおたかの森小学校となります。おおたかの森小学校は、小山小学校と同様に児童数が急増していることから、平成32年度を目途に八木北小学校との通学区域の見直しを検討いたしました。

見直しの内容としましては、現在、工事が進められております都市計画道路3・2・25下花輪駒木線、通称都市軸道路とありますが、これを境として、現在北側区域で小山小学校区域を八木北小学校通学区域に、また、現在、八木北小学校の通学区域になっている南側を、小山小学校通学区域に見直すものです。

都市軸道路を境とした理由につきましては、1つ目として、小山小学校の教室数を適正規模に抑えること。2つ目に、都市軸道路の開通に伴う通学路の安全を確保するためであります。都市軸道路は今後、東武アーバンパークラインをくぐり、平成30年度末には流山警察署の前を通過している道路と接続し、交通量が増える見込みとなっております。文部科学省の学校施設整備指針では、通学路について「交通頻繁な道路、鉄道線路等との交差を避けるなど安全な通学経路を確保することができることが重要である」とされていることから、交通量の多い片側2車線、両側4車線の大きな幹線道路を児童が横断するリスクを考慮したものです。

また、通学区域を変更することは、児童の友人関係、学校生活及び地域コミュニティ等との連携にも影響がありますことから、平成31年度までに入学した児童は、小山小学校及び八木北小学校で卒業できるように考え、平成32年度に入学及び転入する児童から見直しとするものです。

さらに、既に兄や姉が小山小学校に在籍している間であれば、弟や妹も同じ学校に就学できるようにするものです。

以上の見直しをした場合の小山小学校及び八木北小学校の児童推計及び測定値についてですが、次のページをご覧ください。

小山小学校は、平成32年度は1,441人、44学級、33年度の想定値は1,570人、48学級、34年度は1,690人、51学級、35年度は1,720人、52学級と想定しております。また、八木北

小学校については、平成32年度は824人、31学級、33年度は990人、35学級、34年度は1,180人、41学級、35年度は1,360人、46学級と想定しております。

しかしながら、小山小学校の使用可能教室数は47教室であり、通学区域の見直しをしても、33年度には再び教室が足りなくなることが見込まれることから、平成33年度4月開校予定の新設校の通学区域の設定と合わせて検討が必要と考えております。

さらに八木北小学校は、見直しにより児童数が増加するため、教室の不足が見込まれることから、校舎の増改築を予定しており、平成35年度想定46教室に対応する予定です。

以上の通学区域の見直し案について、5月27日(土曜日)、28日(日曜日)の2日間、小山小学校体育館において、自治会関係者及び、対象となる地域の未就学児の保護者等を対象に説明会を行いました。

説明会の内容については、資料7にまとめておりますが、主なものとして、「交通量の増加が未確定な都市軸道路で決めるより、安全面を考慮して、通学距離で通学区域を決めてはどうか」、「通学区域の見直しを新設小学校の開校時と合わせ、通学区域の変更は一度にしたらどうか」といったご意見や、通学路の安全に関するご質問をいただきました。

7月28日開催されました第2回の審議会では、委員の皆様にご説明会でいただいたご意見等をご紹介し、見直し案についてご審議いただいたところ、「小山小学校及び八木北小学校の通学区域の見直し年度を、新設小学校の開校に合わせて平成33年度とし、都市軸道路を境とすることを基本に、新設小学校の通学区域の設定とあわせて継続審議とする」というご意見を賜りました。

教育委員会としましても、このご意見を受けて、小山小学校と八木北小学校の通学区域の見直し年度を平成33年度とし、今後、審議会にご提示する新設小学校の通学区域案とあわせてご審議いただきたいと考えています。

見直し年度の変更については、今後、学校を通じての連絡文書や自治会の回覧文書、及び市ホームページ等で、住民の皆様にご周知を図っていく予定です。

以上で、説明を終了いたします。よろしくご審議を賜りますようお願い

いします。

< 宇佐見委員 >

通学区域の変更は、平成33年度にするのが良いとおもうのですが、平成32年度からではなくとも教室数の対応は間に合うのでしょうか。

< 染谷係長 >

昨年平成28年度の推計では、小山小学校の教室数が平成32年度から不足する、という見込みでした。その後平成29年度になり再度推計を実施した結果、平成32年度までは現行の教室数で対応できる見込みとなったものです。

< 宇佐見委員 >

説明会でも推計の信ぴょう性についてご意見があったようですが。

< 吉川管理主事 >

平成28、29年度で推計結果にずれが生じたのは、小山小学校区内でマンションの入居計画が1年遅れたことに起因します。計画がずれこんだことを踏まえた平成29年度の推計では、平成33年度からの通学区域変更で対応できると考えています。

< 宇佐見委員 >

推計は毎年実施しているのですか。

< 吉川管理主事 >

毎年実施しています。4月1日時点の住民基本台帳登録者数、マンション計画を踏まえて推計を行っております。また、3か月に一度住民登録者数を抽出し、推計結果、マンションの出現率等に大きなズレがないかなど、本当に信ぴょう性のある数字なのかどうかを定期的に検証し続けています。

< 龍田委員 >

八木北小学校区は東初石 1 ～ 4 丁目ですが、東初石 1 丁目の児童はほとんどの児童が江戸川台小学校に通っています。このように、八木北小学校から江戸川台小学校に就学できるような対応を続ければ、八木北小学校の児童数の緩和につながると思います。

東初石 1 丁目の常磐自動車道よりも北側は、江戸川台小学校区の方がよっぽど近いです。

< 田村会長 >

八木北小学校区のうち江戸川台小学校に近い地域の通学区域を変える、というようなことはしないのでしょうか。

< 上原学校教育課長補佐 >

通学区域は就学する児童の実態に合わせた学校を就学先として指定する必要がありますと思いますが、現在は小山小学校及びおおたかの森小学校の通学区域を変更することが急務と考えているため、指定学校変更で対応を取っています。おおたかの森地区のご審議が終わった後に東初石 1 丁目等の通学区域も検討できればと考えます。

< 会 長 >

続いて議題 6 新設小学校についてお願いします。

< 川名管理主事 >

議題 4 でご説明したとおり、おおたかの森小学校については、流山おおたかの森駅北口や西口等、未整備の箇所が多く、不確定な部分もありますが、今後のマンション等の建設計画を踏まえると、児童数が増加し、教室が不足することが見込まれることから、平成 33 年度 4 月開校を目途に新設小学校の建設が計画されております。

資料 8 をご覧ください。

大畔地区が新設小学校の建設候補地となっております。

大畔地区が建設候補地となった理由としましては、土地区画整理事業地区内及び周辺地域で、新設小学校建設の必要面積とする 2 ～ 3 h a を

確保することが可能であり、また、用地費についても区画整理地内と比較して少ない費用で確保することが見込めたためです。

地図の候補地は広範囲になっていますが、現在、地権者の方と協議を進めている状況です。今後、測量等を行い、具体的な場所が確定されるのは11月から12月頃になると思われます。

建設場所が確定しましたら、できる限り早い段階で通学区域案をご提示したいと考えています。

< 田村会長 >

おおたかの森小学校区内で爆発的に増加していく児童の数に対応するための新設小学校ですが、同時に小山小学校の児童数も、八木北小学校と小山小学校の通学区域変更だけでは対応しきれないことから、小山小学校の通学区域も新設小学校に変更することを視野に入れていく必要があるということで、具体的な通学区域案については次回の審議会にて提案があるとうことですね。

< 事務局 >

次回の審議会は、年内に開催したいと考えております。田村会長のおっしゃる通り、その際には新設小学校の通学区域案をご提示したいと考えております。日程が決まり次第、御連絡させていただきますのでよろしく申し上げます。

< 田村会長 >

議題の説明及び審議が終わりましたので、本日はこれにて閉会といたします。

長時間にわたり、貴重なご審議、誠にありがとうございました。